

付託議案（議案第1号）の取り扱い及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策  
に関する理事会決定事項

【付託議案（議案第1号）の取り扱い】

①分科会の担当割り振りについて

付託された議案第1号は、別紙（分科会分担表）のとおり、それぞれの分科会に割り振る。

②審査等の日程について

- ・5日（月） 本会議散会後に全体会を開き、分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う
- ・5日（月） 議会運営委員会散会后、総務分科会（第4・第5委員会室）で質疑
- ・5日（月） 議会運営委員会散会后、市民環境経済分科会（第3委員会室）で質疑
- ・5日（月） 総務分科会散会后、健康福祉分科会（第4・第5委員会室）で質疑
- ・6日（火） 本会議散会后、理事会で全体会での質疑の通告を含め、全体会の議事の確認
- ・6日（火） 理事会散会后、全体会で質疑
- ・7日（水） 午前10時、全体会で討論・採決

③全体会での質疑について

- ・付託された議案第1号を議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。
- ・時間については、議案第1号及びその他の議案を合わせて、所属議員3人以上の会派は1会派30分以内、所属議員2人の会派は1会派20分以内、無所属の委員は1人10分以内とする。
- ・質疑者は、1会派1人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、6日（火）の理事会で質疑方式も含めて通告する。
- ・資料の配付及び掲示を行う場合は、6日（火）の理事会散会后、直ちに委員長の許可をとる。

④討論及び採決について

- ・付託された議案第1号を議題とし、討論・採決を行う。
- ・討論の方法は、1会派1人、挙手により発言を求め、原案反対、原案賛成の順に行う。
- ・討論を行う場は、演壇とする。
- ・採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。

⑤全体会の執行部への出席方要求について

- ・5日（月）の全体会の出席理事者については、求めない。
- ・6日（火）の質疑を行う全体会及び7日（水）の討論・採決を行う全体会の出席理事者については、市長に対して行い、教育委員会などの他の執行機関には行わない。
- ・出席理事者の詳細は理事者側の判断とし、出席者の回答は、6日（火）の理事会で伝える。

⑥修正案等について

- ・予算案に対し修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、全体会での質疑を行う6日（火）の午後5時、あるいは、全体会の散会時刻が午後4時を過ぎた場合は、全体会散会后1時間以内に事務局へ提出する。
- ・修正案等が提出された場合は、提出期限の締め切り後、直ちに、議会会議システムに配架するとともに、会派控室に配付し、議員全員にメールでお知らせする。

**【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】**

① 傍聴について

- ・全体会は許可とする。なお、傍聴方法は本会議と同様とする。
- ・理事会及び分科会は不許可とする。

② その他の感染防止対策について

○換気

- ・換気は常時行う。

○アクリル板の設置

- ・ 発言時の飛沫対策として、演壇、質問席及び答弁席にアクリル板を設置する。

○マスクの着用

- ・ 議場出席者は全員マスクを着用することとする。その他フェイスシールド及びマウスシールドの着用を認める。なお、マスクを万が一忘れた場合は、事務局まで連絡することとする。
- ・ 演壇、質問席及び答弁席での発言時に限り、マスクを外すことを認める。

○水差しの撤去

- ・ 水差しの設置はとりやめる。なお、ペットボトルまたはマイボトルは自身で用意する。また、飲料は、水に限る。

○消毒

- ・ 演壇、質問席及び答弁席にアルコール消毒液を設置することとし、発言等による登・降壇の際には必ず手指等の消毒を行うこととする。
- ・ 演壇、質問席及び答弁席での発言時にマスクを外して発言をした場合は、自席に戻る前に、必ず自身で発言した机上及びマイクの消毒を行うこととする。